

島根原子力発電所における放射線測定設備の改造工事について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）第11条第1項に基づく放射線測定設備の改造工事を以下のとおり実施します。なお、2023年4月28日に実施した工事概要説明時から性能検査に係る工程の見直しを行いました。

1. 工事の概要

島根原子力発電所の共用設備であるモニタリングポストの警報について、1号機中央制御室安全設備制御盤（903盤）から2号機中央制御室共通盤（2-965盤）へ警報の移設を行います。

2. 工事期間

（1）警報「野外〔低レンジ〕放射線高」移設

2023年5月

（2）警報「野外〔高レンジ〕放射線高」移設

2023年6月

（3）性能検査（予定）

2023年7月または8月

3. 現況届・性能検査の対象設備

（1）対象設備

モニタリングポスト6局舎（MP-1~MP-6）

（2）検査の対象設備

①警報「野外〔低レンジ〕放射線高」

②警報「野外〔高レンジ〕放射線高」

4. 工事の方法

（1）警報出力先の移設

警報の移設は、警報毎に期間を分けて実施することとし、「野外〔低レンジ〕放射線高」警報の移設後、社内検査により設備の健全性を確認した後に原災法第11条第3項に基づく現況届を行います。

続いて、「野外〔高レンジ〕放射線高」についても同様に警報移設後、現況届を行い、性能検査については、「野外〔低レンジ〕放射線高」警報および「野外〔高レンジ〕放射線高」を一度に受検します。

（2）工事期間中の環境放射線監視方法

本工事において、環境放射線の測定に係る機能の改造は実施しないことから、作業時に測定デ

ータの欠測は基本的に生じませんが、警報移設後に実施する警報試験時に検査対象局舎の測定データの欠測が生じます。(低レンジ・高レンジ毎に計6日程度)

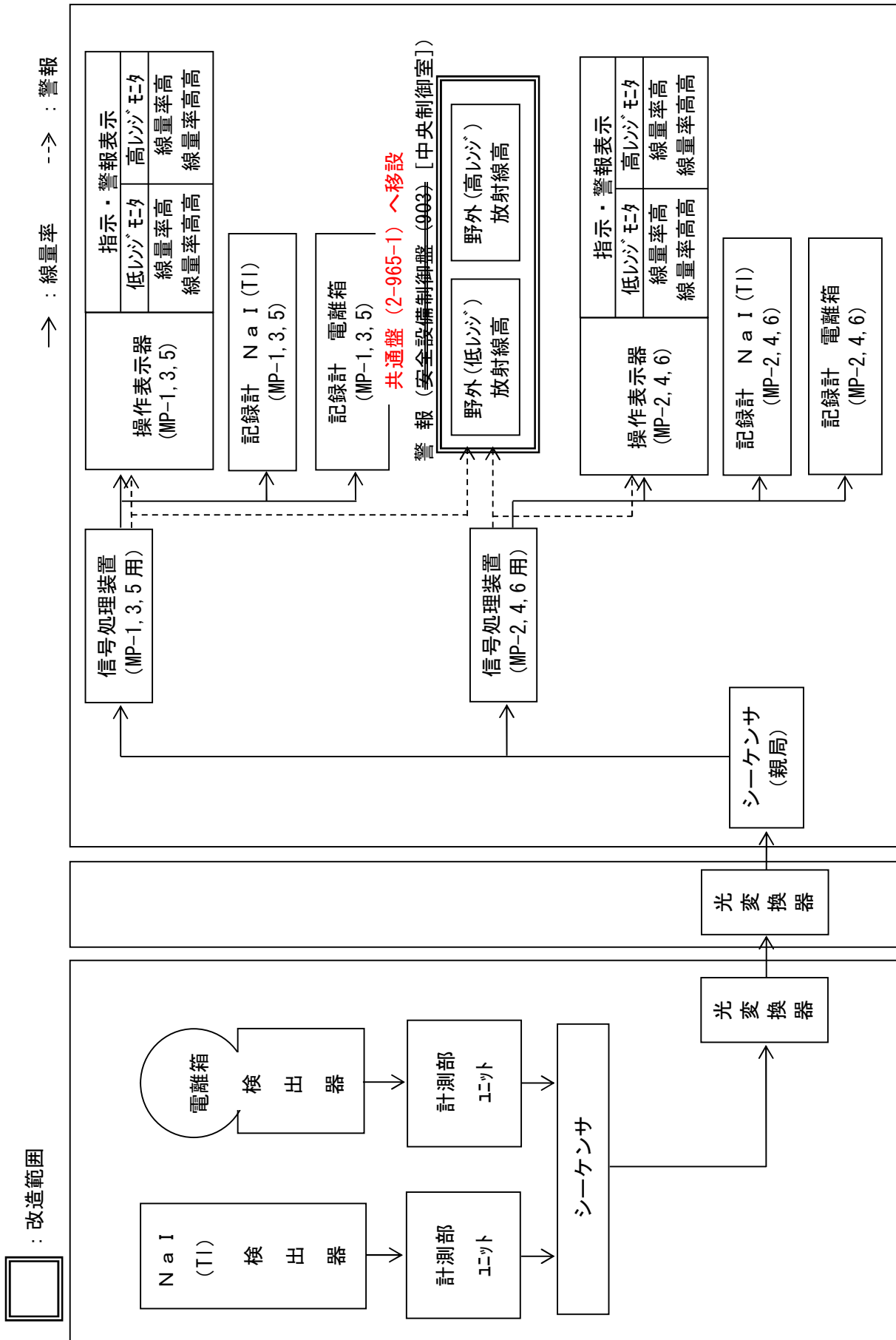
警報試験は局舎毎に実施することとし、警報試験中は、現地局舎付近に、可搬式モニタリングポストを設置し中央制御室等にデータを伝送し監視できるようにします。

また、警報試験に伴うデータ欠測期間中は対象モニタリングポストのパラメータについて、外部伝送を停止します。24時間以内に伝送を復旧するため、代替措置は実施しませんが、警戒事態または原子力規制庁殿からデータ送付要請があった場合には、可搬式モニタリングポストに記録されたデータから、事象発生前・事象発生直後のデータを採取し、原子力規制庁殿(緊急事案対策室、緊急時ネットワーク監視センター)および島根原子力規制事務所殿に送付します。

5. 添付資料

- (1) 島根原子力発電所 中央制御室共通盤警報窓移設工事 工程表(案)
- (2) モニタブロック線図

以 上



モニタブロック線図